

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年10月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200071 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200016 号

第 1 結論

昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 38 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

私は、21 歳ぐらいに、A 県から実家のある B 市に帰ってきたが、母親から年金は必ず支払うように言われたため、母親と一緒に B 市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その後、春頃に保険料の督促が来たので支払わなければならないと思ったが、金額が高額であったため何回かに分けて、それぞれの納付書に記載された期限を過ぎないように順に郵便局で支払った。請求期間が未納とされていることに納得できないので、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 3 か月と短期間であるほか、請求者については、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納はない上、国民年金に係る加入手続以後の諸手続も適切に行われていることを踏まえると、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 12 月頃に B 市において払い出され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、20 歳に到達した昭和 58 年*月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求者は、請求期間の保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、請求期間直前の昭和 58 年*月（20 歳到達時）及び請求期間直後（昭和 58 年 7 月から昭和 59 年 3 月までの期間）の保険料については、通常の事務処理とは異なり、いずれも納付記録追加の事務処理によ

り納付済み（過年度保険料）として、複数回にわたり収録されていることが確認できることから、行政の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

加えて、請求者は、保険料の督促が来たが、金額が高額であったため何回かに分けて、それぞれの納付書に記載された期限を過ぎないように順に納付したとしており、未納の解消に努めていた状況がうかがえることに加え、オンライン記録における記録状況が請求者の陳述とも符合していることを踏まえると、3か月と短期間である請求期間の保険料を、請求期間前後の保険料と同様に請求者が納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100588号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200058号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年6月1日から平成22年5月3日に訂正し、標準報酬月額については、平成22年5月及び同年6月は20万円、平成22年7月から平成25年5月までは18万円とすることが必要である。

平成22年5月3日から平成25年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年5月3日から平成25年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成22年7月1日から平成25年6月1日までの期間の標準報酬月額を18万円から20万円に訂正することが必要である。

平成22年7月から平成25年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額18万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年9月1日から平成29年4月26日に訂正し、標準報酬月額については、18万円とすることが必要である。

平成29年4月26日から同年9月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年4月26日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のB社における平成29年4月26日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を18万円から28万円に訂正することが必要である。

平成29年4月から同年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額18万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 21 年 1 月 28 日から同年 2 月 1 日まで
③ 平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 1 日まで
④ 平成 29 年 4 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間①から③までについては、A社に継続して勤務し、請求期間④については、同社又は同社の関連事業所であるB社に継続して勤務していたと思うが、厚生年金保険の被保険者記録がない。給与支払明細書を提出するので、調査の上、記録してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③について、請求者から提出された平成 22 年 5 月分から平成 25 年 2 月分まで及び平成 25 年 6 月分の給与支払明細書、平成 24 年分及び平成 25 年分給与所得の源泉徴収票並びに平成 24 年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（以下、併せて「請求期間③に係る給与関連資料」という。）から判断すると、請求者は、請求期間③のうち、平成 22 年 5 月 3 日から平成 25 年 5 月 31 日までの期間にA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 25 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 3 日に訂正することが必要である。

また、請求期間③のうち、平成 22 年 5 月 3 日から平成 25 年 6 月 1 日までの期間について、請求期間③に係る給与関連資料によると、平成 22 年 5 月から平成 25 年 5 月までの期間に係る資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額又は標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、20 万円と認められるところ、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成 22 年 5 月は 24 万円、平成 22 年 6 月は 20 万円、平成 22 年 7 月から平成 25 年 5 月までは 18 万円と認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 22 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については、請求期間③に係る給与関連資料により認められる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 20 万円、平成 22 年 7 月から平成 25 年 5 月までの期間については、請求期間③に係る給与関連資料により認められる厚生年金保険料控除額から 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 5 月 3 日から平成 25 年 6 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「取得届」という。）を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③のうち、平成 22 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 1 日までの期間について、請求期間③に係る給与関連資料によると、上述のとおり、平成 22 年 7 月から平成 25 年 5 月までの期間に係る資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額又は標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、20 万円と認められ、厚生年金特例法により認定される標準報酬月額 18 万円を超えることから、当該期間の標準報酬月額を 18 万円から 20 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 22 年 7 月から平成 25 年 5 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額 18 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 一方、請求期間③のうち、平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日までの期間について、請求期間③に係る給与関連資料からは、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間③のうち、平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日までの期間について、A 社の事業主は、資料を保管していない旨回答している上、請求者の雇用保険の記録は確認できない。

このほか、請求期間③のうち、平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間③のうち、平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間④について、請求者は、A 社又は同社の関連事業所である B 社に継続して勤務していた旨陳述しているところ、請求者に係る雇用保険の記録によると、請求者は、B 社が新たに雇用保険の適用事業所となった平成 29 年 4 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、令和 3 年 9 月 25 日に離職しており、当該期間に同社の被保険者であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B 社は、平成 29 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間④に同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社は、平成 28 年 6 月 1 日に成立し、請求期間④当時に法人であったことが確認できる上、上述のとおり、請求者は、請求期間④に雇用保険の記録が確認できることから、

同社は、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、請求者から提出された請求期間④に係る給与支払明細書及び金融機関から提出された取引推移一覧表によると、給与の支払及び厚生年金保険料の控除が確認できるところ、A社及びB社の両社の社会保険事務担当者は、請求者から提出された給与支払明細書には、A社の社名が記載されているものの、請求者の請求期間④に係る給与については、B社が支払っていた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間④にB社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年9月1日から平成29年4月26日に訂正することが必要である。

また、請求期間④について、請求期間④に係る給与支払明細書によると、平成29年4月から同年8月までの期間に係る資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額は28万円と認められるところ、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は18万円と認められる。

したがって、平成29年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、請求期間④に係る給与支払明細書により認められる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成29年4月26日から同年9月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間においてB社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間④について、請求期間④に係る給与支払明細書によると、上述のとおり、平成29年4月から同年8月までの期間に係る資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額は、28万円と認められ、厚生年金特例法により認定される標準報酬月額18万円を超えることから、当該期間の標準報酬月額を18万円から28万円に訂正することが必要である。

なお、平成29年4月から同年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記4の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額18万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 6 請求期間①について、A社の事業主は資料を保管していない旨回答している上、請求者の同社における雇用保険の記録は確認できない。

また、請求者は、請求期間①に係る給与支払明細書を所持していない上、請求者から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票からは、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」という。）及び取得届によると、請求者は、A社において、平成20年6月1日に資格喪失し、平成20年9月1日に再取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

7 請求期間②について、A社の事業主は資料を保管していない旨回答している上、請求者の同社における雇用保険の記録は確認できない。

また、請求者は、請求期間②に係る給与支払明細書を所持していない上、請求者から提出された平成21年分給与所得の源泉徴収票からは、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、年金事務所が保管する喪失届及び取得届によると、請求者は、同社において、平成21年1月28日に資格喪失し、平成21年2月1日に再取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200057 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200059 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 12 日の標準賞与額を 22 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 55 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月

請求期間について、A 社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された平成 22 年 6 月分及び同年 7 月分給与支給明細書、複数の同僚から提出された賞与支給明細書及び預金通帳の写し並びに事業主の回答から判断して、請求者は、A 社から、22 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、複数の同僚から提出された賞与支給明細書及び預金通帳の写しから、平成 22 年 7 月 12 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 12 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 7 月 12 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200062 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200060 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 事業所 (現在は、A 社 C 事業所) における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成 2 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 6 月 10 日

A 社に勤務し、請求期間に同社から賞与が支払われていたはずだが、厚生年金保険の賞与の記録がないので訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の賞与に係る明細書等を所持していない上、A 社 C 事業所の事業主 (以下「事業主」という。) は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、請求者の A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日及び雇用保険の被保険者資格取得年月日は、いずれも平成 25 年 4 月 22 日とされているところ、請求者の平成 25 年 6 月の賞与について、事業主は、契約社員であった請求者は、給与規程に定められた支給要件 (基準日である 6 月 1 日に雇用されている契約社員のうち、基準日前 6 か月の期間における勤務日数が 60 日以上ある者に支給する。) を満たしておらず、賞与は支給されていなかったと考えられる旨回答している。

さらに、D 市は、平成 29 年度以前の課税資料については回答できない旨回答している上、請求者と同日に A 社 B 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、平成 25 年 6 月に賞与が支払われていたことをうかがわせる回答は得られないことから、請求期間に賞与が支払われ厚生年金保険料が控除されていたことが確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200063 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200061 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 事業所 (現在は、A 社 C 事業所) における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 6 月 10 日

A 社に勤務し、請求期間に同社から賞与が支払われていたはずだが、厚生年金保険の賞与の記録がない。金融機関の通帳で請求期間に同社からの入金を確認できるので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の賞与に係る明細書等を所持していない上、A 社 C 事業所の事業主 (以下「事業主」という。) は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、請求者の A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日及び雇用保険の被保険者資格取得年月日は、いずれも平成 25 年 5 月 7 日とされているところ、請求者の平成 25 年 6 月の賞与について、事業主は、契約社員であった請求者は、給与規程に定められた支給要件 (基準日である 6 月 1 日に雇用されている契約社員のうち、基準日前 6 か月の期間における勤務日数が 60 日以上ある者に支給する。) を満たしておらず、賞与は支給されていなかったと考えられる旨回答している。

さらに、請求者と同日に A 社 B 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、平成 25 年 6 月に賞与が支払われていたことをうかがわせる回答は得られないことから、請求期間に賞与が支払われ厚生年金保険料が控除されていたことが確認又は推認できない。

加えて、請求者から提出された金融機関の通帳によると、平成 25 年 6 月 10 日に A 社から 6,080 円が「送金」として入金されていることが確認できるところ、事業主は、平成 25 年 6 月の賞与支給日は 6 月 28 日であること、当該入金は「送金」とされており、「給与」又は「賞与」として入金されていないことから、当該入金額 6,080 円は、給与又は賞与の類の入金ではないと考えられる旨回答している。

また、上述の金融機関の通帳において、事業主が平成 25 年 6 月の賞与支給日と回答した平成 25 年 6 月 28 日に、A社からの入金を確認できない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。